

人材紹介基本契約 返金規定

【人材紹介料の返還】

1. 受託者の紹介した候補者が委託者に入社後、以下の各号に定める期間内に当該候補者の責に帰すべき事由により退職又は解雇に至った場合、受託者は委託者に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料の一部を返還する。但し、委託者の当該候補者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の雇用契約の内容と著しく異なる場合、又は労働基準法等の法令違反に起因する退職の場合その他当該候補者の退職が委託者の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
 - (1) 入社後 1 か月以内 ：人材紹介料として受領した金額の 80%相当額
 - (2) 入社後 1 か月超～3 か月以内 ：人材紹介料として受領した金額の 50%相当額
2. 受託者は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該候補者の退職日又は解雇日の属する月の翌月末日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。
3. 返金制度については人材紹介基本契約書により別の定めをすることがあります。

東京都中央区月島二丁目 15 番 13 号

Career Bloom 株式会社

代表取締役社長 篠崎 侑美

許可届出番号：13-ユ-317223